

行政処分の公表

平成29年4月1日

1. 対象営業所
勿来営業所 福島県いわき市南台三丁目1番地3
 2. 処分の内容
文章警告 ○貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び第4項
 3. 指摘事項及び違反事項
 - (1) 過労運転防止のための必要な措置を講じていなかった
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)
 - ① 運転者に対して告示で定める乗務時間等の基準を遵守させていなかった
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
 - ア 1日の最大拘束時間
 - イ 勤務終了後の休息期間
 - (2) 輸送の安全を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
 - ① 運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
 4. 当該処分にに基づき講ずる措置
輸送の安全を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった
 - (1) ①-ア 1日の最大拘束時間等について全体安全会議開催時に、「改善基準告示」について指導教育を実施した
 - ①-イ 勤務終了後の休息期間についてデジタルタコグラフをもとに、時間管理を適切に行い、連続8時間以上及び1回4時間以上、合計10時間以上等の分割休息の取り方を再度指導した
 - (2) ① 運転手に対する指導及び監督について計画を見直し、月1回1項目にとらわれず継続的に実施するよう改善した
5. 処分を受けた日
平成29年3月27日